局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	福祉局生活福祉部
担当課名	保護課

項目名	【整理番号１１３】　大阪社会医療センター運営事業
局･区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・社会医療センター等については今後、効率的な運営形態に向けた見直しを行う ２　見直し内容・留意事項 ・利用者の多くが生活保護を受けており、日雇労働者への施策という当初の意義が薄れていることから、診療所機能のみとする ・当センターの設置されている建物の耐震改修の対応を含め、今後の方向性について府市で議論 〔局・区の考え方〕 ・社会医療センターを含むあいりん総合センターの今後のあり方については、年度内に方針を決定するため、早急に市の考え方を整理し、大阪府と協議を進めるよう市長から指示を受けている ・社会医療センターの今後のあり方については、近年の利用者の状況変化を踏まえつつ、なお不安定な就労状況にある日雇労働者等の医療確保と健康保持、本市の政策的課題である結核対策など、あいりん地域の特性を念頭に、必要な医療機能をどのようにして確保・継続するかという観点から、診療規模（診療科、病床数）や運営体制、経営形態などについて、西成区役所や健康局と連携して総合的に検討している ・現在、大阪社会医療センターは１日あたり入院が約 60 人、通院が約 300 人の利用があり、結核などこの地域に特徴的な患者が多いことから、今後の方針が決定し実施されるまでの間は、入通院機能は欠かせない。 ・また、生活相談員の確保や警備員の雇用など地域の特性に応じた経費の負担についても、方針に基づく見直しが実施されるまでの間については、引き続き予算措置が必要不可欠である。
参考データ等	